

まちづくり

**日野都市計画事業万願寺土地
区画整理事業の換地処分を公告**

8月6日(金)に、東京都において、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の換地処分の公告を行います。

公告があると、区画整理事業

が終了となり、その翌日から、事業区域内の町名、地番が変更されます。また、法務局では当該の間(3カ月)4カ月程度登記簿の書き換え作業のため、区域内の土地および建物の所有権移転登記等すべての登記が停止されます。ご協力をお願いします。

第166回東京都都市計画審議会の傍聴者募集

「日時」10月21日(木)午後1時30分から「会場」東京都庁第1本庁舎特別会議室A「付議予定案件」東京都都市計画地区計画(晴海地区地区計画)、東京都都市計画道路(都市高速度路中央環状品川線)「定員」15人 申込多数の場合は10月7日(水)に都庁で公開抽選「申込み」9月30日(木)必着(までに往復ハガキで。往信用裏面に、住所、氏名、電話番号を記入し、〒163 8001新宿区西新宿2の8の1東京都都市整備局都市計画課(☎03・5388・3225)へ

3歳までのお子さんは 所得制限がなくなります

乳幼児医療助成の申請を

この制度は、乳幼児を対象とし、保険診療の自己負担分(入院時の食事標準負担額等を除く)が無料となるものです。市では独自の子育て支援策の一環として、10月から、3歳4歳に達した月までのお子さんまで、所得に関わらず支給できるよう一歩前進させました(現在、所得制限がないのは0歳のみ)。該当の方には申請書を送りしめますので、申請をしてください。申請は郵送でも受け付けています。

乳幼児医療助成制度の年度が切り替わります

所得制限がある4歳以降は、10月から平成15年中の所得と扶養人数で判定します。次に該当する方は、申請をしてください。

●4歳以降所得制限額表 (単位:万円)

扶養親族数	所得額	給与収入額
0人	468.0	652.7
1人	506.0	695.5
2人	544.0	737.7
3人	582.0	780.0
4人	620.0	822.2

「問合せ先」区画整理: 区画整理課、地番変更: 都市計画課

●介護保険料年額(第1号被保険者※65歳以上の方)(表1)

所得段階	保険料年額(円)
第1段階(基準額×0.5) ・老齢福祉年金受給者(市民税非課税) ・生活保護受給者	19,800
第2段階(基準額×0.75) ・市民税世帯非課税	29,700
第3段階(基準額) ・市民税本人非課税	39,600
第4段階(基準額×1.25) ・市民税本人課税(前年所得200万円未満)	49,500
第5段階(基準額) ・市民税本人課税(前年所得200万円以上)	59,400

●過去に未納がある場合の給付制限 (表2)

種類	いつ	内容
介護保険サービス料の償還払い	要介護認定時1年以上の滞納保険料がある場合	サービス費用の内1割分を事業者に支払えばすむところ、いったん費用の金額を支払い、後で9割が給付される(償還払い)方法になり、手続き上の負担となります。
保険給付の一時差止め	上記の償還払い時点で1年6カ月以上の滞納保険料がある場合	いったん全額支払ったサービス費用の内9割が戻ってくるどころ、その金額または一部が差し止められ、強制的に滞納保険料分を差し引かれます。
給付額減額	要介護認定時過去10年間に時効消滅した保険料がある場合	時効消滅した保険料に応じた一定の期間、サービス費用の内3割負担となります。(通常、利用者負担は1割です)時効となった介護保険料は納めていただくことはできません。

福祉

母子保健健康通信 ※会場は生活・保健センター(すくすくクラブを除く)

ママ・パパクラス(両親学級) 対象は初妊婦(16~27週)。予約制。電話で健康課へ申し込みを。全コースの受講をおすすめします。	4日間コース 9月1日(水)・8日(水)・22日(水)・29日(水) グループ作り、先輩ママとの交流会、お風呂の入れ方、妊婦体操・呼吸法(選択)ほか
栄養コース	8月30日(月)または9月27日(月) 10:00~12:00 (講話・簡単な調理・試食・グループワーク)
栄養・歯科コースのみの選択も可能です(栄養・歯科コースは、16週以前の受講もできます)。	歯科コース 8月25日(水)・26日(木)または9月15日(水)・16日(木) 1日目9:30~11:00 歯科健診 2日目10:00~12:00 口の中の衛生について
健康診査	3~4カ月児、1歳6カ月児、3歳児 通知した日時に来場を
すくすくクラブ 対象は生後4カ月~12カ月の乳児と保護者。 時間は10:00~11:00 3会場から1日	8月2日(月) (会場はもぐさだいの児童館) 8月9日(月) (会場はしんめいの児童館)
離乳食教室 電話で健康課へ申し込みを。 ※中期、後期は先着25人	初期 8月4日(水)10:00~11:30 概ね平成16年3月生まれの乳児と保護者 中期 8月24日(火)10:00~11:30 概ね平成16年1月生まれの乳児と保護者 後期 8月19日(木)10:00~11:30 概ね平成15年11月生まれの乳児と保護者
幼児食教室 ※先着10人	8月25日(水)または31日(火)10:00~11:30 平成14年10月~12月生まれの幼児(第1子)と保護者

※転入された方へ…妊婦、3~4カ月児、6・9カ月児、1歳6カ月児、3歳児の健康診査を受けてない方は健康課(☎581-4111)へご相談を

介護保険料の納付にご協力を

平成16年度介護保険料(表1参照)の通知を65歳以上の方に7月15日に発送しました。

便利な口座振替のご利用を

納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。申請書は納入通知書の裏に記載されている市内の金融機関の支店等に備えてあります。介護保険料納入通知書、登録する口座名義の通帳、通帳の届出印を持参し、金融機関で申請してください。

納め忘れにご注意を

未納分を放置すると、今後ご

自身が介護保険サービスを受けようとするときに給付制限(表2参照)がかかる場合があります。支払いできる期間は2年間(2年時効)です。2年を過ぎた未納保険料はサービス受給のときに納付していただく必要があります。自己負担は3割に増える場合もあります。

平成15年度以前の保険料に未納がある方には、平成16年6月に通知してあります。なお、一度にお支払いいただくことが困難な方は、早めにご相談ください。また、納付書がない場合は、ご連絡いただければお送りします。制度を円滑に運営するために、保険料のお支払いにご協力ください。

以上、「問合せ先」高齢福祉課 介護保険係

老受給者証(老人保健法医療受給者証)をお持ちの方へ

老人保健法では、医療機関で受診の際、所得に応じて医療費の1割または2割の負担をお願いしてあります。毎年所得の見直し、負担の割合が変わる方に

夏に学校のプールのそばを通ると、子どもたちの元気な声が聞こえてきます。プールとは本来「水たまり」という意味ですが、日常管理、水質検査を怠ると本当に水たまりになってしまい、健康に重大な影響を及ぼしてしまっています。市内の小・中学校、市民プールでは学校薬剤師が自ら定期検査を行い、水質や日常の管理について指導・助言をしています。中でも残留塩素濃度の維持は最も大切で、一見、きれいに見える水でもこの残留塩素濃度が足りないため、細菌がたくさんいるということがあります。また、この季節に流行する「プール熱」なども残留塩素濃度不足が原因ということもあ

は、7月下旬に新しい受給者証を郵送しました。

なお、負担の割合が変わらない方は、現在の受給者証をそのままお使いください。

2割負担の方は申請により1本人及び同じ世帯にいる70歳以上の方(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含

入る前のシャワーは体に付いている汚れ等をしっかりと落とすため、出る時のシャワーは、体についた塩素やバイキンを落とすためにしっかりと浴びましょう。そして、プールの後の洗眼、うがいも忘れずに行いましょう。

「前のシャワーは他人のため、後のシャワーは自分のために」ということを理解して皆さんで協力してプールを楽しんでください。

(健康課 ☎581・4111)

「前のシャワーは他人のため、後のシャワーは自分のために」ということを理解して皆さんで協力してプールを楽しんでください。

(健康課 ☎581・4111)

市民の健康を守ります

三師会から

入る前のシャワーは体に付いている汚れ等をしっかりと落とすため、出る時のシャワーは、体についた塩素やバイキンを落とすためにしっかりと浴びましょう。そして、プールの後の洗眼、うがいも忘れずに行いましょう。

「基準収入額」本人及び同じ世帯の70歳以上の方(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む)が世帯に2人以上いる場合: 637万円/本人のみの場合: 450万円 収入額とは、必要経費等を差し引く前の金額で、所得額とは異なります。「問合せ先」高齢福祉課医療係

介護保険の新規事業者を紹介

新しく指定を受けたサービス事業者は次のとおりです。

「内容・事業者名」居宅介護支援・訪問介護: 居宅介護支援・訪問介護事業所いどばた(程久保8の11の12ヒルサイドメゾン 高幡不動103 ☎592・7457)、(株)コーユー介護サービス(多摩平5の16の17・2階 ☎581・1755)「問合せ先」高齢福祉課在宅サービス係